

西都市デマンド型タクシー（穂北地区）運行業務委託に係る 運行事業者の募集について

1 趣旨

西都市では、交通空白・不便地域での移動手段の確保を図ることを目的として、一部地域においてデマンド型タクシーを運行しています。

デマンド型タクシーの運行を委託している事業者との契約が令和6年9月末をもって満了することから、あらためてデマンド型タクシーを運行する一般乗合旅客事業者を募集します。

2 委託業務内容

国土交通省への一般乗合旅客運送事業の許可及び認可等の申請その他のデマンド型タクシーの運行に関する全ての業務とします。

- ・タクシー車両の確保及び整備管理業務
- ・タクシー運行に係る運転・運行管理業務
- ・タクシー車両保管業務
- ・本業務の実施状況、運賃収入及び各便における乗降客に関する報告等
- ・タクシーの運行日前日 17 時までの予約受付業務

3 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者とします。

- (1) 道路運送法第4条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けている者
- (2) 西都市内に本社、支店、営業所等（運行管理者及び整備管理者が常駐する。以下同じ。）を有する者又は運行開始までに西都市内に本社、支店、営業所等を有することが確実である者

4 運行に係る仕様等

道路運送法等の関係法令を遵守するとともに、運行に係る仕様等については次のとおりとします。併せて別紙1もご参照ください。

(1) 運行方法

利用対象区域と目的地域とを予約に応じてあらかじめ決められた時間帯に運行します。この場合、予約状況に応じた最適な運行経路及び順序で運行を行います。なお、利用対象区域内のみ又は目的地域内のみの移動による利用は不可とし

ます。

(2) 利用対象区域と乗降場所

利用対象区域は、西都市市政連絡区長設置規則（昭和 38 年西都市規則第 3 号）別表に規定する妻 27 区、穂北 7 区・8 区・9 区・10 区・11 区とし、乗降場所は利用者が事前に登録した自宅、自宅周辺の場所又は利用対象区域内の施設等とします。

(3) 目的地域と乗降場所

目的地域は、妻地区及び穂北支所周辺とし、乗降場所は目的地域内の別に定める施設等とします。ただし、業務委託契約後の利用者の要望等により、業務委託期間内に乗降場所の追加が生じることがあります。

(4) 運行日

運行日は、月曜、水曜、木曜及び土曜とし、祝日は運休とします。

(5) 運行便数及び運行時間帯

運行便数は 1 日 3 往復の計 6 便とし、運行時間帯は次のとおりとしますが、事情に応じて一定の変更は可能であり、最終的な運行時間帯は協議により定めます。

利用対象区域から目的区域	目的区域から利用対象区域
8時から9時まで	11時から12時まで
9時から10時まで	12時から13時まで
13時から14時まで	15時から16時まで

(6) 利用者

利用者は、利用対象区域内の住民に限定はしませんが、事前に利用者登録が必要です。

(7) 運賃

運賃は、乗降する区域に応じた定額運賃を想定しておりますが、事業者と協議して定めます。なお、65 歳以上の高齢者については、1 乗車当たりの運賃が上限 200 円となる敬老バスカードを適用します。運行事業者は、敬老バスカードに係る事業に関して、別途市と委託契約を締結する必要があります。敬老バスカード

に係る事業については、本業務委託期間中に事業内容が変更となることがあります。

(8) 使用車両

原則、小型タクシーの車両を指定しますが、10人乗り程度のジャンボタクシーでも可とします。

(9) 業務委託期間（運行期間）

令和6年10月1日（火）から令和9年9月30日（木）までの3年間。

5 提出書類等について

(1) 提出書類

① デマンド型タクシー運行提案書

② 運行計画予定表

③ 見積書

・税込みで記入してください。

・見積書の宛先は「西都市長 橋田和実」とし、見積金額は運行経費（運行実費）を記入してください（運賃収入を差し引いた欠損額を記入しない。）。

・別紙2の見積金額計算表に従い見積金額を算出してください。

④ 使用予定車両のカタログ及びその装備等が分かる資料

(2) 提出部数 4部(正本1部、副本3部)

(3) 提出期限 令和6年5月24日（金） 午後5時必着(郵送可)

(4) 提出先及び問合せ先

〒881-8501 西都市聖陵町2丁目1番地 西都市総合政策課

電話：0983-35-3866、FAX：0983-43-2067

mail：kikaku@city.saito.lg.jp

6 運行事業者の選定等

選定委員が、次の「評価基準」により総合的に評価を行い、選定委員全員の合計点数が満点に対して60点以上の者、かつ最も合計点数の高い者を運行事業者として選定します。なお、点数の合計が2者以上同点となったときは、選定委員の合議により運行事業者を選定します。評価は、原則として提出書類により行いますが、

必要に応じてヒアリング等を行います。

西都市デマンド型タクシー運行業務委託に係る運行事業者の評価基準

項目	評価要素	配点
運行の安全性	旅客運送事業の実績・国土交通省による処分の状況・重大事故の発生の状況（過去5年間） ・運輸安全マネジメントの導入状況・運行管理体制・整備管理体制・運転乗務員の配置等	25
運行上の安全性	高齢者、障害者への配慮・運転者の教育体制 ・苦情対応体制・各種サービス等	15
環境への配慮	低公害車の導入状況・省エネルギーへの取組状況	5
緊急時の対応能力	事故時の処理体制・事故時の損害賠償能力・災害発生時等緊急時の対応能力・予備車両の状況	15
運行経費	能率的な運営を前提としていること・経費の適正な見積もり	35
利用促進対策等	利用促進に係る取組等	5

選定の結果は、6月上旬までに文書にて連絡します。

7 注意事項

- (1) 提出書類の作成に係る一切の費用は各社負担とします。
- (2) 運賃・料金の設定及び使用車両等については、西都市地域公共交通活性化協議会及び西都市運賃協議会において関係者等の合意を得る必要があるため、提案された事業内容に変更が生じる場合もありますのでご了承ください。
- (3) 委託業務に係る委託料は、運行経費から運賃収入及び敬老バス事業委託料を差し引いた金額を1月ごとに支払うものとします。
- (4) デマンド型タクシーの運行は、「地域公共交通確保維持改善事業」として、国庫補助を受けることを前提としております。手続きは補助対象期間（10月1日から翌年9月30日までの1年間）の運行終了後に実施します。西都市地域公共交通活性化協議会が補助対象事業者となりますが、補助金の交付を受けるための申請手続等には、運行事業者の所有する資料等が必要となりますので、西都市の求

めに応じて、資料等を提出していただきます。

- (5) 運行业務委託期間中に運行回数及び運行時間等の変更並びに地域公共交通確保維持改善事業の変更等に伴い、委託契約金額の変更が生じる場合は、今回の提出書類をもとに契約金額の変更を行います。